

## 第5章 見直し（Act）

### 1 市長による見直し

環境局長は必要に応じて見直しの提案を市長へ行い、市長は環境マネジメントシステム全体の運用状況を確認し、システムの見直しを検討する。

#### （1）市長への運用状況の報告

環境局長は、以下の情報を市長に報告する。

##### 【報告内容】

- ①前回の市長による見直し指示への対応状況
- ②環境に配慮した取組の実績（目標達成状況等）
- ③環境関係法令等の遵守状況
- ④内部監査の結果
- ⑤市民・事業者等からの意見・苦情等
- ⑥その他、法令や社会情勢の変化等、市長がシステム見直しを行うため  
に必要な資料
- ⑦システム見直しの提案

#### （2）市長による見直し

市長は環境局長からの報告を元に、システム全体の見直しを検討し、見直しが必要な場合は、環境局長にシステムの見直しを指示する。

##### 【主な見直し対象事項】

- ①環境方針
- ②取組目標
- ③環境マネジメントシステムに関するその他の要素

#### （3）システム見直しに係る記録

環境局長は、市長がシステム見直しについて言及した内容を記録し、保管する。

環境管理総括者(市長)によるシステム見直しに係る記録

【環境マネジメントシステム運用状況に関する報告内容】

- (1) 前回の市長による見直し指示への対応状況
- (2) 環境に配慮した取組の実績(目標達成状況等)
- (3) 環境関係法令等の遵守状況
- (4) 内部監査の結果
- (5) 市民・事業者等からの意見・苦情等
- (6) その他、法令や社会情勢の変化等、市長がシステム見直しを行うために必要な資料
- (7) システム見直しの提案

【市長による見直し】

○総合評価

○システム見直しの必要 [ 有 · 無 ]

○見直し項目及び内容

- (1) 環境方針
- (2) 取組目標
- (3) 環境マネジメントシステムに関するその他の要素

## 年間の日程概要

※日程は各年度で変動する可能性がある。

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	マニュアル 対応ページ
実績報告													
所属内データ入力													P.17~23
前年度実績の照会													P.17~23
前年度実績公表 (環境白書等)													P.17
研修													
日常研修													P.14~16
環境管理者研修													P.14~16
法令遵守点検													P.24~27
内部監査													
監査計画の策定・所属通知													
研修													
内部監査員の選任													
監査実施													
要改善事項への対応													
監査結果の集約													
外部評価													
外部評価実施													P.35~36